

各制度における計算支援プログラム等の扱い(R3年4月以降) 国土交通省

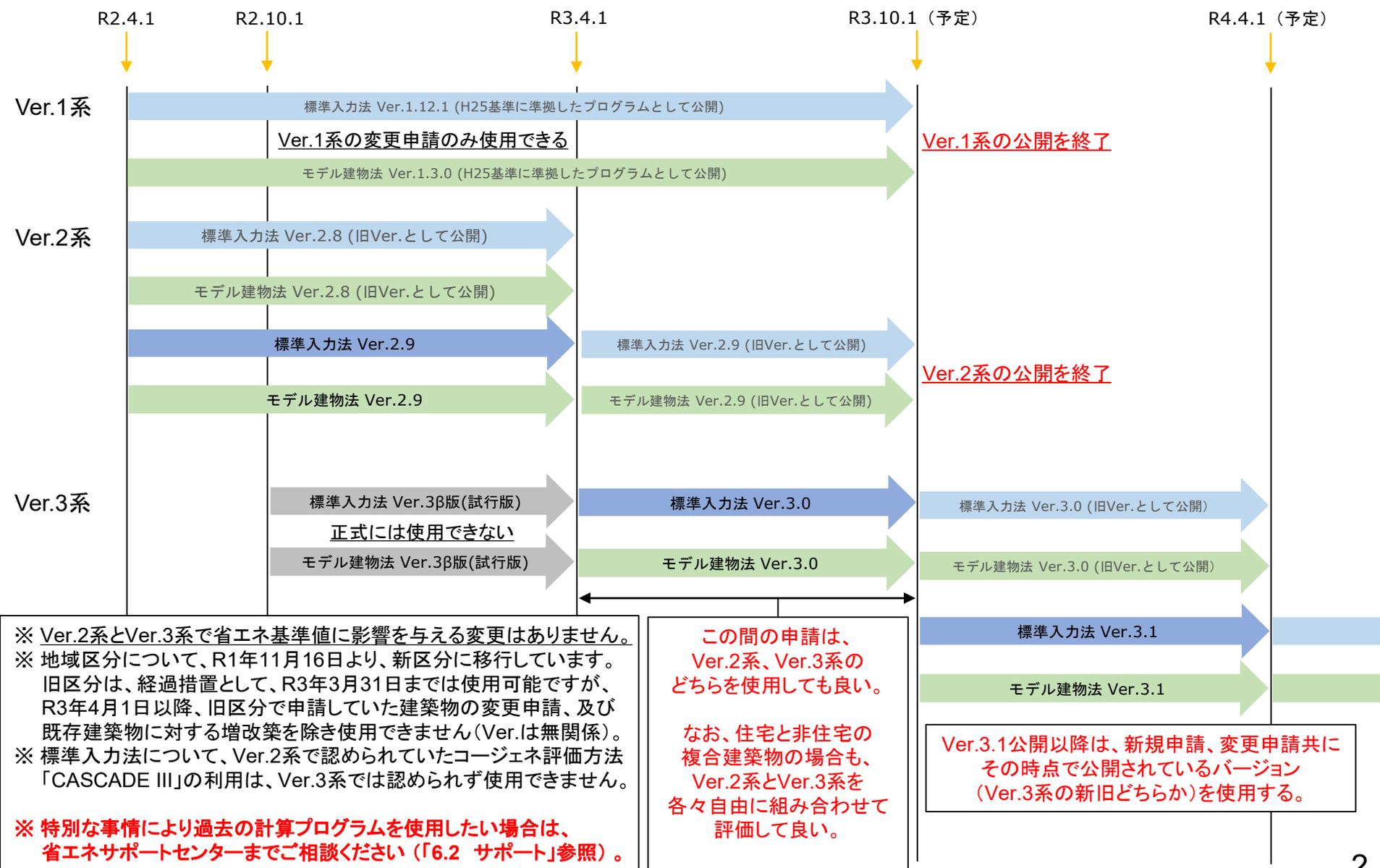
	非住宅部分	住宅部分
建築物省エネ法 【適合義務制度】	<ul style="list-style-type: none"> Webプログラム <ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版) Ver.3 モデル建物法入力支援ツール Ver.3 <p>※ 令和3年9月30日までは、エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版) Ver.2.9、モデル建物法入力支援ツール Ver.2.9 の使用も可。</p>	-
建築物省エネ法 【届出義務制度、説明義務制度、表示認定】	<ul style="list-style-type: none"> Webプログラム <ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版) Ver.3 モデル建物法入力支援ツール Ver.3 小規模版モデル建物法入力支援ツール Ver.3 <p>※ 令和3年9月30日までは、エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版) Ver.2.9、モデル建物法入力支援ツール Ver.2.9 の使用も可。</p> <p>※ 小規模版モデル建物法入力支援ツールが使用できるのは、非住宅部分の計算対象床面積が300m²未満である建築物のみ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> Webプログラム <ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版) Ver.3 住宅・住戸の外皮性能の計算プログラム Ver.3 フロア入力法 Ver.3 <p>※ 令和4年3月31日までは、エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版) Ver.2.8 の使用も可。</p> <p>※ 令和4年3月31日までは、住宅・住戸の外皮性能の計算プログラム Ver.2.8の使用も可(技術情報Ver.2.8に基づく外皮性能評価も同様)。</p> <p>※ 令和4年3月31日までは、フロア入力法による共同住宅の評価シート(Excel版)を用いて算出した外皮性能値の使用も可。</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅簡易計算シート <ul style="list-style-type: none"> モデル住宅法 Ver.3
建築物省エネ法 【性能向上計画認定】	<ul style="list-style-type: none"> Webプログラム <ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版) Ver.3 モデル建物法入力支援ツール Ver.3 	<ul style="list-style-type: none"> Webプログラム <ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版) Ver.3 住宅・住戸の外皮性能の計算プログラム Ver.3
エコまち法 【認定申請】	<p>※ 令和3年9月30日までは、エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版) Ver.2.9、モデル建物法入力支援ツール Ver.2.9 の使用も可。</p>	<p>※ 令和4年3月31日までは、エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版) Ver.2.8 の使用も可。</p> <p>※ 令和4年3月31日までは、住宅・住戸の外皮性能の計算プログラム Ver.2.8の使用も可(技術情報Ver.2.8に基づく外皮性能評価も同様)。</p>
建築物省エネ法 【住宅トップランナー制度】	-	-
品確法 【評価申請】	-	-
長期優良住宅法 【認定申請】	-	-

○表中の「令和3年9月30日」とあるのは、現時点での予定日であり、厳密にはVer.3.1公開の前日を指します。

○表中のWebプログラムについては、国立研究開発法人建築研究所のHP(<http://www.kenken.go.jp/becc/index.html>)からアクセスできます。

非住宅の既存Webプログラムの移行スケジュール等

○下記の「標準入力法」は「エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版)」、「モデル建物法」は「モデル建物法入力支援ツール」を指します。



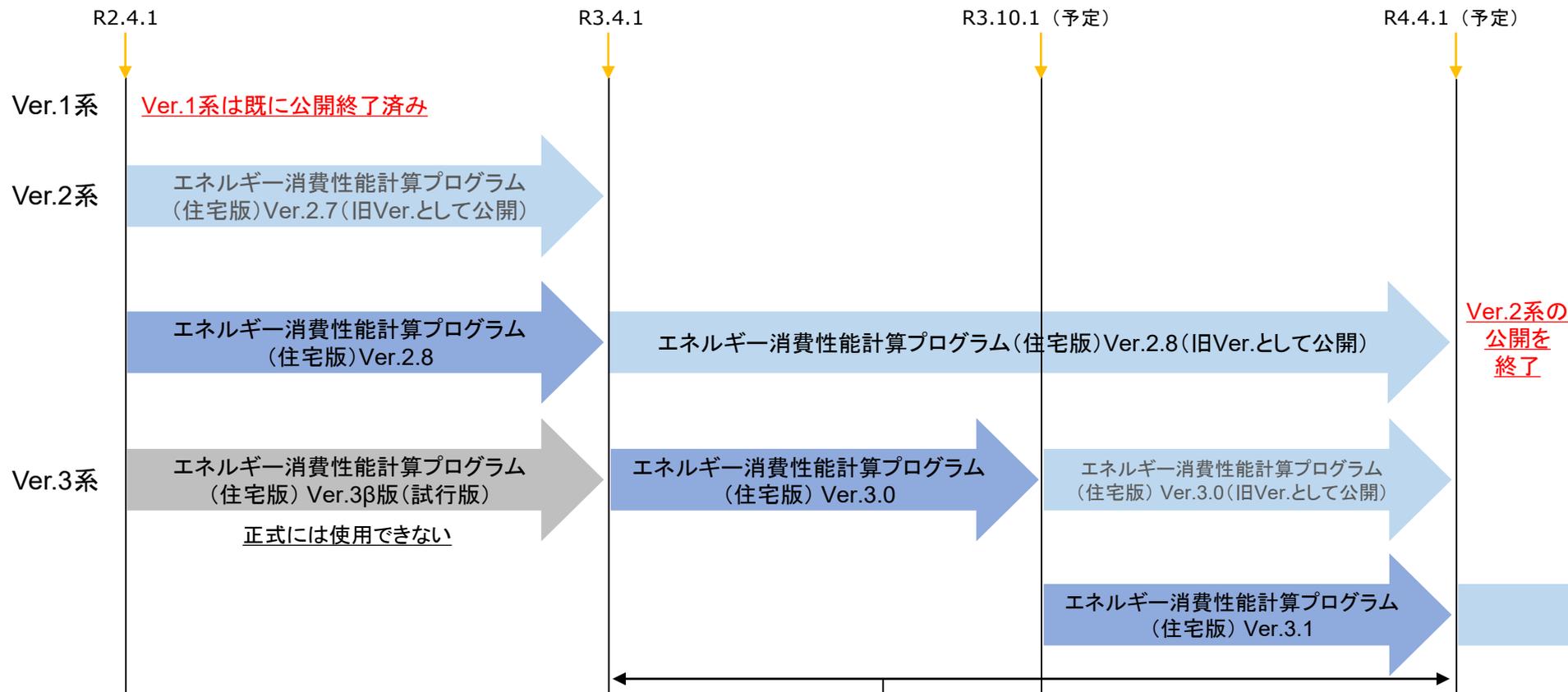
※ Ver.2系とVer.3系で省エネ基準値に影響を与える変更はありません。
 ※ 地域区分について、R1年11月16日より、新区分に移行しています。旧区分は、経過措置として、R3年3月31日までは使用可能ですが、R3年4月1日以降、旧区分で申請していた建築物の変更申請、及び既存建築物に対する増改築を除き使用できません(Ver.は無関係)。
 ※ 標準入力法について、Ver.2系で認められていたコージェネ評価方法「CASCADE III」の利用は、Ver.3系では認められず使用できません。
 ※ 特別な事情により過去の計算プログラムを使用したい場合は、省エネサポートセンターまでご相談ください(「6.2 サポート」参照)。

この間の申請は、Ver.2系、Ver.3系のどちらを使用しても良い。
 なお、住宅と非住宅の複合建築物の場合も、Ver.2系とVer.3系を各々自由に組み合わせて評価して良い。

Ver.3.1公開以降は、新規申請、変更申請共にその時点で公開されているバージョン(Ver.3系の新旧どちらか)を使用する。

住宅の既存Webプログラムの移行スケジュール等

○下記の「エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版)」は、(住宅版)の他、(気候風土適応住宅版)、(特定建築主基準版)を含んでいます。



※ Ver.2系とVer.3系で省エネ基準値に影響を与える変更があります。詳細については、「4. 住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム及び技術情報」をご確認ください。

※ 地域区分について、R1年11月16日より、新区分に移行しています。旧区分は、経過措置として、R3年3月31日までは使用可能ですが、R3年4月1日以降、旧区分で申請していた建築物の変更申請、及び既存建築物に対する増改築を除き使用できません(Ver.は無関係)。

※ 特別な事情により過去の計算プログラムを使用したい場合は、省エネサポートセンターまでご相談ください(「6.2 サポート」参照)。

この間の申請は、Ver.2系、Ver.3系のどちらを使用しても良い。

なお、住宅と非住宅の複合建築物の場合も、Ver.2系とVer.3系を各々自由に組み合わせて評価して良い。

R4年4月1日以降は、新規申請、変更申請共にその時点で公開されているバージョン(Ver.3系の新旧どちらか)を使用する。